

マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月19日

香川県知事 池田豊人

香川県規則第14号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則（平成27年香川県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>マンションの再生等の円滑化に関する法律施行細則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、<u>マンションの再生等の円滑化に関する法律</u>（平成14年法律第78号。以下「法」という。）、<u>マンションの再生等の円滑化に関する法律施行令</u>（平成14年政令第367号。以下「政令」という。）及び<u>マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則</u>（平成14年国土交通省令第116号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（マンションの除却等の必要性に係る認定申請書に添えるべき書類）</p> <p>第3条 省令<u>第76条の25第1項第3号</u>の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>（1）当該認定申請に係るマンションが<u>法第163条の56第2項第1号</u>の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを知事が適切であると認める者が証する書類</p> <p>（2）・（3） 略</p> <p>2 省令<u>第76条の25第2項第3号</u>の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>3 <u>法第163条の56第1項</u>の規定により認定の申請をしようとする者は、<u>省令第76条の25第1項</u>の規定にかかわらず、同項の認定申請書に同項第2号に掲げる構造計算書を添えることを要しない。</p> <p>（<u>容積率</u>の特例に係る許可申請書に添えるべき図書等）</p>	<p style="text-align: center;"><u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、<u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律</u>（平成14年法律第78号。以下「法」という。）、<u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令</u>（平成14年政令第367号。以下「政令」という。）及び<u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則</u>（平成14年国土交通省令第116号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（マンションの除却等の必要性に係る認定申請書に添えるべき書類）</p> <p>第3条 省令<u>第49条第1項第3号</u>の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>（1）当該認定申請に係るマンションが<u>法第102条第2項第1号</u>の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを知事が適切であると認める者が証する書類</p> <p>（2）・（3） 略</p> <p>2 省令<u>第49条第2項第3号</u>の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>3 <u>法第102条第1項</u>の規定により認定の申請をしようとする者は、<u>省令第49条第1項</u>の規定にかかわらず、同項の認定申請書に同項第2号に掲げる構造計算書を添えることを要しない。</p> <p>（<u>容積率</u>の特例に係る許可申請書に添えるべき図書等）</p>

第4条 省令第76条の30第1項の規則で定める図書又は書面は、次に掲げるものとする。

(1)～(3) 略

(手数料納付票等)

第6条 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）別表第1第2表 手数料の部584の8の項に規定する手数料を納付する者は、省令第76条の30第1項の許可申請書の余白又はマンションの再生等の円滑化に関する法律に係る手数料納付票（第2号様式）に香川県証紙を貼り付けて納付しなければならない。

第4条 省令第52条第1項の規則で定める図書又は書面は、次に掲げるものとする。

(1)～(3) 略

(手数料納付票等)

第6条 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）別表第1第2表 手数料の部584の6の項に規定する手数料を納付する者は、省令第52条第1項の許可申請書の余白又はマンションの建替え等の円滑化に関する法律に係る手数料納付票（第2号様式）に香川県証紙を貼り付けて納付しなければならない。

第1号様式（第5条関係）

（日本産業規格A列4番）

申請取下届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住所

氏名

〔法人にあっては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の職・氏名〕

次のとおりマンションの再生等の円滑化に関する法律施行細則第5条の規定により申請を取り下げたいので届け出ます。

記

1 申請の種類	許可申請・認可申請・認定申請
2 申請の根拠となる法令の条項	
3 申請年月日	年 月 日
4 申請者の住所及び氏名（法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名）	
5 申請に係るマンションの所在地	
6 申請取下げ理由	
※ 受付欄	

- 注意 1 1欄は、該当するものを○で囲んでください。
 2 2欄は、申請の根拠となるマンションの再生等の円滑化に関する法律の条項を記入してください。
 3 6欄は、できるだけ具体的に記入してください。
 4 ※欄は、記入しないでください。

第1号様式（第5条関係）

（日本産業規格A列4番）

申請取下届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住所

氏名

〔法人にあっては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の職・氏名〕

次のとおりマンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則第5条の規定により申請を取り下げたいので届け出ます。

記

1 申請の種類	許可申請・認可申請・認定申請
2 申請の根拠となる法令の条項	
3 申請年月日	年 月 日
4 申請者の住所及び氏名（法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名）	
5 申請に係るマンションの所在地	
6 申請取下げ理由	
※ 受付欄	

- 注意 1 1欄は、該当するものを○で囲んでください。
 2 2欄は、申請の根拠となるマンションの建替え等の円滑化に関する法律の条項を記入してください。
 3 6欄は、できるだけ具体的に記入してください。
 4 ※欄は、記入しないでください。

第2号様式（第6条関係）

（日本産業規格A列4番）

マンションの再生等の円滑化に関する法律に係る手数料納付票

申請者氏名			
手数料金額		※受付年月日	
		※受付番号	

	香川県証紙欄 (消印してはならない。)	
-----	-----	-----
-----	-----	-----
-----	-----	-----
-----	-----	-----
-----	-----	-----
-----	-----	-----
-----	-----	-----

- 注意 1 ※欄は、記入しないでください。
2 証紙は、欄内に貼ってください。

第2号様式（第6条関係）

（日本産業規格A列4番）

マンションの建替え等の円滑化に関する法律に係る手数料納付票

申請者氏名			
手数料金額		※受付年月日	
		※受付番号	

	香川県証紙欄 (消印してはならない。)	
-----	-----	-----
-----	-----	-----
-----	-----	-----
-----	-----	-----
-----	-----	-----
-----	-----	-----
-----	-----	-----

- 注意 1 ※欄は、記入しないでください。
2 証紙は、欄内に貼ってください。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。